

○日本育英会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成10年3月31日

参議院文教・科学委員会

政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等を実現するため、育英奨学事業の拡充を図るとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- (1) 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額の拡充に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。
  - (2) 大学等への進学希望を持つ者が安心して勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置くとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げるよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。
  - (3) 奨学金受給者の割合について国公立と私立との格差の是正に努めること。
  - (4) 研究者の養成・確保が、我が国の文化及び科学技術の発展のための最優先課題であり、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となつていくことにかんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。
  - (5) 多様な回収方法を講ずることにより返還金回収率の向上に努めるとともに、育英奨学事業の運営にあたっては、その簡素化、効率化等の改善を図ること。
- 右決議する。